（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第七条　四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に改める。

第一条の二中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に改める。

第六章の章名中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に改める。

第八十三条（見出しを含む。）及び第八十四条第三号中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に改める。

（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部改正）

第八条　財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に、「場合及び」を「場合又は」に改める。

第二十一条第一項中「特定会社及び」を「指定国際会計基準特定会社又は」に改める。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第九条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二号様式記載上の注意㉕ａ中「特定会社（連結財務諸表規則第１条の２に規定する特定会社をいう。以下この様式において同じ。）が連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（以下この様式において「指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合」という。）」を「指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（同条の規定により指定国際会計基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（同条の規定により修正国際基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）」に改め、「記載した場合」の次に「又は⑱のｉにより修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合」を加え、「により要約連結財務諸表を作成した場合」を「又はｆにより要約連結財務諸表を作成したとき」に改め、「に基づく主要な経営指標等」の次に「又はこれらに相当する指標等」を加え、同記載上の注意㉗ａ中「指定国際会計基準」の次に「又は修正国際基準」を加え、同記載上の注意㉚ａ中「特定会社が」を削り、「にあっては、四半期連結貸借対照表」を「又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合（四半期連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）にあっては、四半期連結貸借対照表」に、「にあっては、中間連結貸借対照表」を「又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合（中間連結財務諸表規則第88条の規定により修正国際基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）にあっては、中間連結貸借対照表」に、「により連結財務諸表」を「又は修正国際基準により連結財務諸表」に改め、同記載上の注意㉚ｃ中「。ｄ」の次に「、ｅ及びｆ」を加え、「ただし、」を「ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において」に改め、「要請されている用語、様式及び作成方法」の次に「（ｅ及びｆにおいて「米国基準」という。）」を加え、「いう。）が」を「いう。）が、」に改め、同記載上の注意㉚ｄを次のように改める。

ｄ　提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準により作成を開始した場合には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には修正国際基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。以下ｄにおいて同じ。）を⑯のａに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

また、指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する有価証券届出書に指定国際会計基準に準拠して作成した連結財務諸表を記載する場合又は米国基準適用会社である場合は、記載を要しない。

第二号様式記載上の注意㉚に次のように加える。

ｅ　修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には、修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。ただし、修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作成した提出会社が、修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。

ｆ　提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について修正国際基準により作成を開始した場合には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には指定国際会計基準により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。以下ｆにおいて同じ。）を⑯のａに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

また、最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）又は指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には、修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前の連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する有価証券届出書に修正国際基準に準拠して作成した連結財務諸表を記載する場合は、記載を要しない。

第二号様式記載上の注意㉙ｂを次のように改める。

ｂ　指定国際会計基準により連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

また、修正国際基準により連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。